

市立保育所の民営化の継続について

これまでの民営化事業の評価にあたっては、平成18年1月に決定した「茨木市立保育所民営化基本方針（以下「基本方針」という。）」に基づき、民営化事業の効果と過程を踏まえつつ、これまで取り組んできた民営化事業の成果・達成度を把握するため、「地域における子育て支援等の推進とより効果的・効率的な保育所運営」をはじめ、「各種移管条件の履行状況」や「公立保育所の民営化への円滑な移行」の3つの視点から評価し、基本方針の総合的な評価を実施しました。

その結果、財政的な効果として、公立保育所の民営化に伴って、私立保育園運営負担金や補助金など、国等からの財源を有効に活用することができるなど、市の一般財源上、1保育所あたり平均約88,000千円の費用効果がありました。

また、市の一般財源節減分は、行財政運営の基本となる市税収入が減少する厳しい財政状況の中、子ども・子育て分野の充実のための財源として活用され、市民にとっては、在宅での子育て支援をはじめ、病児・病後児保育や一時保育などの保育ニーズへの対応、さらには、住み慣れた地域で安心して子育てすることができるよう、保健医療制度や相談体制の充実を図るなど、全ての子育て家庭への支援策を拡充できる効果があったと考えられます。

また、移管先法人にとっては、事業規模が拡充し、創意工夫した独自の保育を普及させる機会が拡大するなど、基本方針に示す「保育サービス提供の中心的役割を担う」という方向につながったとともに、法人運営基盤をより一層、強化する効果があったと考えられます。

このような民営化事業の評価結果等を踏まえ、茨木市立保育所民営化外部検討委員会（以下「外部検討委員会」という。）と茨木市立保育所民営化庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）が合同で、民営化のプロセス（手法）をはじめ、移管条件や今日的課題を踏まえた市立保育所の機能と役割などを慎重に審議し、整理・改善についての方向性を示しています。

このような審議の結果、庁内検討委員会が10月に民営化事業を継続すべきであると判断したことについては、外部検討委員会においても、妥当であると判断されています。